3　認知症対応型通所介護費

基本部分					注 利用者の数が利用定員を超える場合又は	注 職員・介護職員の員数が基準に満たない場合	注 1時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護を行う場合	注 3時間以上3時間未満の認知症対応型通所介護の前後に日常生活上の支援を行う場合	注 入浴介助を行った場合	注 生活機能向上連携加算	注 個別機能訓練加算	注 若年性認知症利用者受入加算	注 栄養改善加算	注 栄養スクリーニング加算	注 口腔機能向上加算	注 事業所が同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に認知症対応型通所介護を行う場合	注 事業所が送迎を行わない場合
イ 認知症対応型通所介護費（Ⅰ）	(1) 認知症対応型通所介護費（ⅰ）	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	548 単位	×70/100	×70/100	×63/100		1日につき＋50単位	1月につき＋100単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定していない場合は、1日につき＋100単位	1日につき＋27単位	1日につき＋60単位	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1回につき＋5単位（6月に1回を限度）	1回につき＋150単位（月2回を限度）	1日につき－94単位	片道につき－47単位
			要介護2	594 単位													
			要介護3	650 単位													
			要介護4	705 単位													
			要介護5	759 単位													
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	566 単位													
			要介護2	623 単位													
			要介護3	681 単位													
			要介護4	736 単位													
			要介護5	792 単位													
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	853 単位				9時間以上10時間未満の場合＋10単位 10時間以上11時間未満の場合＋110単位 11時間以上12時間未満の場合＋110単位 12時間以上13時間未満の場合＋211単位 13時間以上14時間未満の場合＋211単位								
			要介護2	945 単位													
			要介護3	1,035 単位													
			要介護4	1,127 単位													
			要介護5	1,219 単位													
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	875 単位													
			要介護2	968 単位													
			要介護3	1,061 単位													
			要介護4	1,156 単位													
			要介護5	1,250 単位													
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	989 単位													
			要介護2	1,097 単位													
			要介護3	1,204 単位													
			要介護4	1,312 単位													
			要介護5	1,420 単位													
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	1,021 単位													
			要介護2	1,132 単位													
			要介護3	1,242 単位													
			要介護4	1,355 単位													
			要介護5	1,465 単位													
	(2) 認知症対応型通所介護費（ⅱ）	(一) 3時間以上4時間未満	要介護1	485 単位			×63/100										
			要介護2	538 単位													
			要介護3	586 単位													
			要介護4	636 単位													
			要介護5	685 単位													
		(二) 4時間以上5時間未満	要介護1	512 単位													
			要介護2	563 単位													
			要介護3	615 単位													
			要介護4	666 単位													
			要介護5	717 単位													
		(三) 5時間以上6時間未満	要介護1	767 単位													
			要介護2	849 単位													
			要介護3	931 単位													
			要介護4	1,011 単位													
			要介護5	1,094 単位													
		(四) 6時間以上7時間未満	要介護1	786 単位													
			要介護2	871 単位													
			要介護3	955 単位													
			要介護4	1,037 単位													
			要介護5	1,122 単位													
		(五) 7時間以上8時間未満	要介護1	889 単位													
			要介護2	994 単位													
			要介護3	1,081 単位													
			要介護4	1,177 単位													
			要介護5	1,272 単位													
		(六) 8時間以上9時間未満	要介護1	917 単位				9時間以上10時間未満の場合＋10単位 10時間以上11時間未満の場合＋110単位 11時間以上12時間未満の場合＋110単位 12時間以上13時間未満の場合＋211単位 13時間以上14時間未満の場合＋211単位								
			要介護2	1,015 単位													
			要介護3	1,115 単位													
			要介護4	1,215 単位													
			要介護5	1,314 単位													
ロ 認知症対応型通所介護費（ⅱ）	(1) 3時間以上4時間未満		要介護1	265 単位			×63/100										
			要介護2	275 単位													
			要介護3	284 単位													
			要介護4	293 単位													
			要介護5	303 単位													
	(2) 4時間以上5時間未満		要介護1	277 単位													
			要介護2	288 単位													
			要介護3	297 単位													
			要介護4	307 単位													
			要介護5	317 単位													
	(3) 5時間以上6時間未満		要介護1	443 単位													
			要介護2	458 単位													
			要介護3	475 単位													
			要介護4	491 単位													
			要介護5	507 単位													
	(4) 6時間以上7時間未満		要介護1	455 単位													
			要介護2	470 単位													
			要介護3	487 単位													
			要介護4	503 単位													
			要介護5	519 単位													
	(5) 7時間以上8時間未満		要介護1	520 単位													
			要介護2	539 単位													
			要介護3	557 単位													
			要介護4	575 単位													
			要介護5	595 単位													
	(6) 8時間以上9時間未満		要介護1	537 単位				9時間以上10時間未満の場合＋10単位 10時間以上11時間未満の場合＋110単位 11時間以上12時間未満の場合＋110単位 12時間以上13時間未満の場合＋211単位 13時間以上14時間未満の場合＋211単位								
			要介護2	556 単位													
			要介護3	575 単位													
			要介護4	594 単位													
			要介護5	615 単位													

ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（ⅰ）イ 1回につき 18単位を加算	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) サービス提供体制強化加算（ⅱ） 1回につき 12単位を加算	
	(3) サービス提供体制強化加算（ⅲ） 1回につき 6単位を加算	
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算（ⅰ） 1月につき ＋所定単位×104／1000	
	(2) 介護職員処遇改善加算（ⅱ） 1月につき ＋所定単位×76／1000	
	(3) 介護職員処遇改善加算（ⅲ） 1月につき ＋所定単位×42／1000	
	(4) 介護職員処遇改善加算（ⅳ） 1月につき ＋(3)の90／100	
	(5) 介護職員処遇改善加算（ⅴ） 1月につき ＋(3)の80／100	
ホ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 1月につき ＋所定単位×31／1000	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ 1月につき ＋所定単位×24／1000	

：「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目